



さいたま^{ゆめ}希望のまちプラン

総合振興計画 基本構想・基本計画

〔改訂版〕



平成18年1月



改訂にあたって

さいたま市は、平成13年5月1日、浦和・大宮・与野の3市合併により埼玉県で初めての100万都市として誕生し、平成15年4月1日には、全国で13番目の政令指定都市への移行を実現しました。

政令指定都市として3年目を迎えた平成17年4月には、岩槻市との合併により、城下町の歴史と文化という新たな魅力が加わり、個性豊かな大都市としての発展の可能性がさらに広がることとなりました。

こうした新たな魅力と発展の可能性を総合振興計画にも反映させるべく、このたびの改訂を行いました。

さいたま市誕生から数年の間にも、社会経済情勢は大きく変化しており、従来の拡大成長の時代とは異なる視点からまちづくりを進めていくことが一層重要となっています。また、分権型社会への取り組みが進む中、地方自治体として、地域の課題を自らの責任において判断・決定していくことがますます求められてきています。

本市は、この総合振興計画を、変化する時代において進むべき道標として、基本理念である「市民と行政の協働」に基づき、市民に身近なきめ細かなまちづくりを進め、10区が様々な彩りを競い合い、市民のだれもが住むことを誇りに思う理想都市の実現を目指してまいります。今後とも市民の皆様の一層のご協力とご支援をお願い申し上げます。

平成18年1月

さいたま市長 相川 宗一

目次

Contents

序	6
1 総合振興計画策定の趣旨	6
2 計画の概要	8
基本構想	11
1 目的と期間	12
2 都市づくりの基本理念	12
3 将来都市像	13
4 施策展開の方向	14
5 実現に向けて	17
基本計画	19
第1部 基本計画の策定に当たって	21
第1章 基本計画の目的と期間、構成	22
第2章 主要指標の見通し	23
第3章 都市構造の基本的な考え方	26
第1節 首都圏の構造と本市の位置付け	27
第2節 本市の都市構造	28
第2部 さいたま市らしさを生み出す都市づくり	35
「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」に向けて	36
「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」に向けて	38
「若い力の育つゆとりある生活文化都市」に向けて	40
第3部 都市づくりの進め方	47
第1章 市民と行政の協働	48
第1節 協働による都市づくり	49
第2節 市民活動の支援	51
第2章 将来を見据えた行財政運営	52
第1節 行財政改革の推進と新しい発想・手法を取り入れた行財政運営	53
第2節 公共施設の適正な配置	55
第3節 区民に身近な行政区の運営	56
第4節 政令指定都市にふさわしい広域行政の展開	57
第4部 分野別計画	59
第1章 環境・アメニティの分野	60
第1節 環境にやさしい循環型社会の形成と環境保全	61
第2節 水と緑の空間の保全、再生と創出	65
第3節 美しい都市空間の形成	69
第2章 健康・福祉の分野	71
第1節 保健福祉推進体制の充実	72
第2節 子育て支援の充実	74

第3節	豊かな高齢期の実現	76
第4節	障害者の福祉向上	78
第5節	健康づくりの推進と医療の充実	80
第6節	食品の安全性と生活環境の向上	82
第3章	教育・文化・スポーツの分野	83
第1節	「潤い」のある教育の推進	84
第2節	生涯学習の振興	87
第3節	生涯スポーツの振興	89
第4節	さいたま文化の創造	91
第4章	都市基盤・交通の分野	93
第1節	良好な市街地の整備	94
第2節	総合交通体系の確立	97
第3節	市街地内の緑の空間づくり	101
第4節	高度情報化社会に対応した基盤の整備	103
第5章	産業・経済の分野	105
第1節	次代を牽引する新しい産業の育成	106
第2節	生活関連産業の振興	108
第3節	産業活動の活性化の環境づくり	111
第6章	安全・生活基盤の分野	113
第1節	都市防災の強化	114
第2節	事故や犯罪の防止	117
第3節	生活基盤の整備	119
第7章	交流・コミュニティの分野	122
第1節	世界に開かれた都市づくり	123
第2節	男女共同参画社会の実現	125
第3節	ふれあいのある地域社会の形成	127
第5部	各区の将来像	129
西区		130
北区		134
大宮区		138
見沼区		142
中央区		146
桜区		150
浦和区		154
南区		158
緑区		162
岩槻区		166
資料		171
用語解説		183
地域資源		188

序

1 総合振興計画策定の趣旨

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方自治体は名実ともに対等・協力の新しい関係に置かれることになりました。さらに、現在では、いわゆる「三位一体の改革」として地方税財政制度改革が推進されており、市町村には、自ら政策を選択、決定し、自らの責任において都市づくりを進めることが求められています。

このような状況の中で、本市は平成13年(2001年)5月1日に、浦和市・大宮市・与野市の3市合併により、埼玉県下で初めての100万都市として誕生しました。

地理的、歴史的に密接な関係にあった旧3市は、従来からほぼ一体的な生活圏を形成し、行政、経済、芸術・文化の面で埼玉県を牽引する中枢的な都市圏として大きな役割を發揮してきましたが、合併により全国で第10位の人口規模を有する大都市となったことから、市民福祉の一層の向上と首都圏の一翼を担う中枢都市としての飛躍が期待されています。また、平成15年(2003年)4月1日には全国で13番目となる政令指定都市への移行を果たし、名実ともに埼玉県の顔として、県内はもとより全国から視線が注がれるようになりました。

本市ではこのような環境の変化を踏まえ、また、新しく誕生したさいたま市に対する市民の期待に応えるよう、市民の意向を十分に反映しつつ、限られた財源を有効に活用し、地域の均衡ある発展と市民生活の向上を図るため、さいたま市として初めての総合振興計画を策定しました。

この総合振興計画は、本市の高度な都市機能と豊かな自然、地域に根付いた文化を生かしながら、活気に満ちた一貫性ある都市づくりを進めるための指針であり、今後は、その実現を目指し、市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚して、協働による都市づくりに取り組んでいくものとします。

(平成17年(2005年)4月1日には、岩槻市と合併し、人口118万人の全国9番目の大都市となりました。この合併により、本市に、新たな魅力と可能性が加わったことから、総合振興計画の改訂を行いました。)



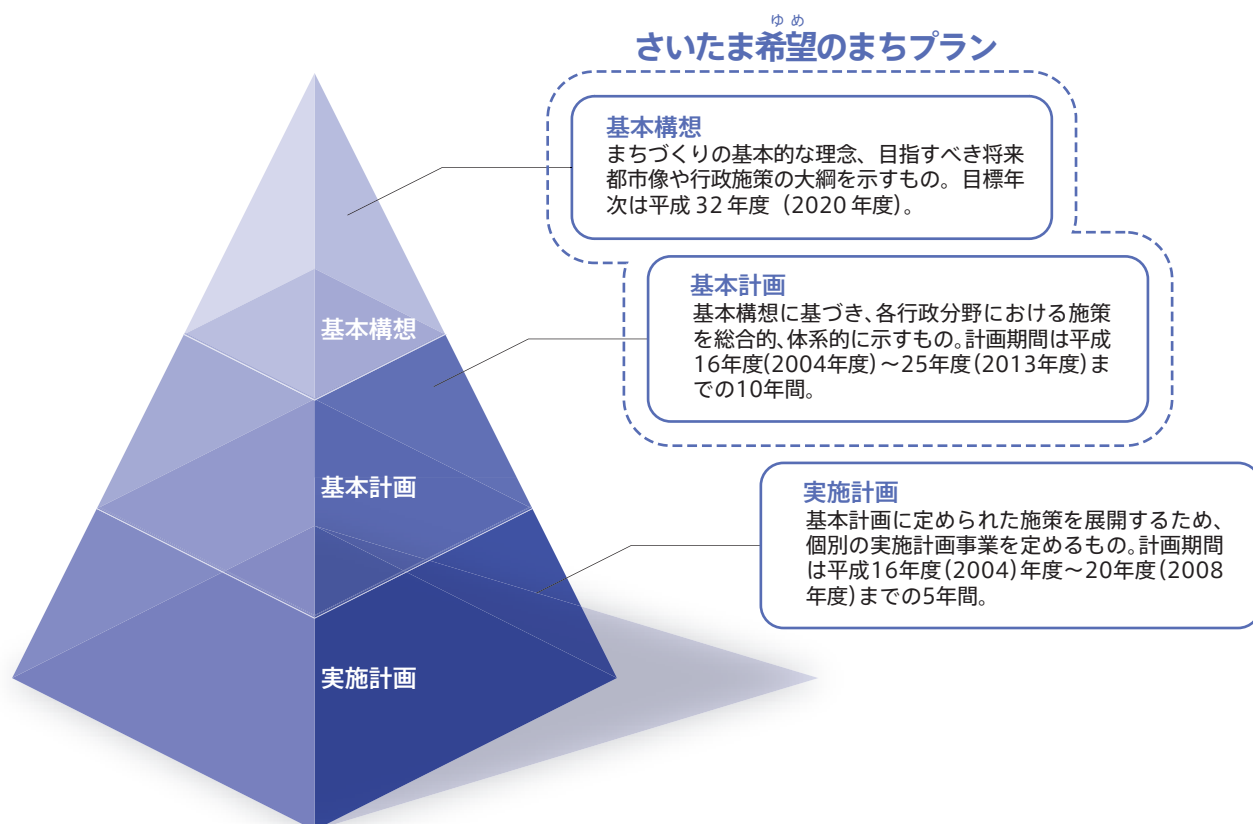
2 計画の概要

計画の構成と期間

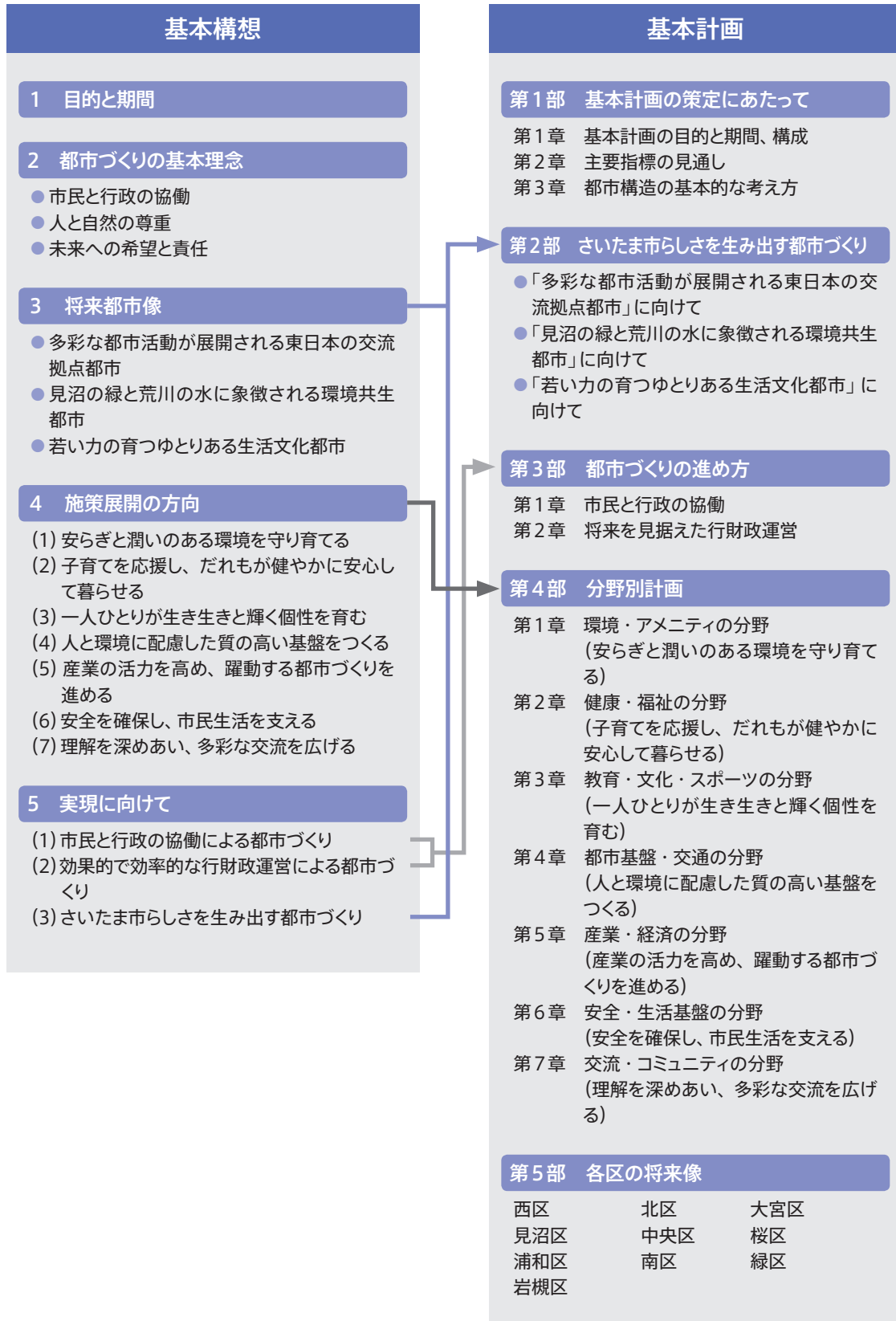
総合振興計画は、長期的な展望に基づいて、都市づくりの将来目標を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにするものであり、市政運営の最も基本となる計画です。

さいたま市総合振興計画は、本市の将来都市像や行政施策の大綱を掲げる「基本構想」、基本構想に基づき各行政分野の施策を総合的、体系的に示す「基本計画」、基本計画に定められた施策を展開するため、具体的な事業を定める「実施計画」の3層から構成されています。

■ 3層構造の総合振興計画



さいたま希望のまちプランの構成



さいたま^{ゆめ}希望のまちプラン

▶ ^{ゆめ}希望のまちプランは

- ・ 合併、政令指定都市移行に対応する、さいたま市としての初めての総合振興計画です。
- ・ この総合振興計画は、市民と行政の協働で策定しました。

総合振興計画審議会答申でもうたわれているとおり、基本構想策定の初期の段階から、公募委員による市民懇話会を開催するなど多くの市民参画を得、また市報やインターネット等により広く意見を求め、さらに基本計画第5部「各区の将来像」では各区の区民会議の意見を尊重するなど、市民に開かれた計画づくりが進められました。

- ・ 国の総人口が減少する中で、今後も人口の増加傾向が見込まれる、活力ある都市づくりの計画です

▶ 基本計画では

- ・ 合併後、初めて都市構造の基本的な考え方を示しました。

2つの都心（大宮駅周辺・さいたま新都心地区と浦和駅周辺地区）を中心市街地として一体的に整備していきます。また、日進・宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区、岩槻駅周辺地区を副都心と位置づけています。

- ・ 埼玉県の「顔」として、また政令指定都市にふさわしい都市づくりを目指して、「さいたま市らしさを生み出す都市づくり」を重視しています。

基本構想に掲げられた3つの都市像ごとに、地域の多彩な資源を積極的に活用し、市民の主体的な活動を通じて、さいたま市らしさを生み出していくための都市づくりのポイントを示しています。

将来都市像

「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」
 「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」
 「若い力の育つゆとりある生活文化都市」

- ・ 市民懇話会や区民会議などの意見を尊重し、10の区に対応した「各区の将来像」を設定しました。